

旭川医科大学検収センター要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和7年6月6日事務局長裁定)

旭川医科大学検収センター要項の一部を改正する要項

旭川医科大学検収センター要項の一部を改正する要項（平成19年4月1日事務局長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を指す

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>第2 センターは本学における教育・研究（診療を除く。）に係る物品及び役務の契約に係る給付の完了の確認（<u>研究・学術情報課及び施設課の所掌する事務を除く。</u>）を行うことを任務とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和7年6月6日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</u></p> <p><b>【改正理由】</b></p> <p>事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>第2 センターは本学における教育・研究（診療を除く。）に係る物品及び役務の契約に係る給付の完了の確認（<u>施設課及び図書館情報課の所掌する事務を除く。</u>）を行うことを任務とする。</p> <p>(略)</p>